

平成21年分

確定申告の留意点


 協会税務講師団
 山田 英信 税理士

I. はじめに

平成21年度の税制改正は経済金融情勢の危機的状況に対応し、景気回復の実現に資する等の観点から住宅借入金等特別控除の改正および特別税額控除の創設が行われました。

また、平成20年度改正事項のうち平成21年分の所得税から適用されるものに注意する必要があります。

II. 住宅・土地税制

1. 住宅借入金等特別控除の改正

①適用期限が5年延長される(平成11年1月1日から平成25年12月31日までの間に、居住の用に供した場合に適用できます)とともに、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額および控除率等が改められました。

また、省エネ改修工事をした場合の要件が緩和され、対象となる省エネ改修工事の範囲が拡大されました(住宅特定改修特別税額控除の適用を受ける場合には除きます)。

②認定長期優良住宅を新築した場合または新築で購入して平成21年6月4日から平成25年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合の特例が創設されました。

③勤務先からの転任の命令等やむを得ない事由により居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し、翌年以後再びその家屋を居住の用に供した場合の特例が創設されました。

④増改築等をした部分を平成21年1月1日以後に居住の用に供した場合に、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用ができることとされました。

⑤特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除および住宅耐震改修特別控除については適用期限が5年延長されました。

⑥住宅特定改修特別税額控除および認定長期優良住宅新築等特別税額控除が創設されました。

III. その他の改正(事業所得関係分)

1. 医療用機器等の特別償却について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。

①青色申告書を提出する個人で医療保健業を営む者が、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、新型インフルエンザに対応するため簡易陰圧装置の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年分において、その取得価額の100分の20相当額の特別償却ができる措置が加えられました。

②一般の医療用機器について、対象となる機器を、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの(平成21年厚生労働省告示第248号)または業事法に規定する高度管理医療機器、管理医療機器または一般医療機器で、同法の規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年以内のものに限るものとされました。

2. 建替え病院用等建物の特別償却について、その適用期限が2年延長されました。

3. 電子証明書等特別控除の適用期限が2年延長されました。

IV. 平成20年度および平成21年度の改正による本年度適用分

1. 減価償却資産の法定耐用年数の見直し

法定耐用年数について、機械および装置を中心に、資産区分が整理されるとともに、耐用年数が見直されました。

2. 上場株式等の配当等に対する課税の見直し(申告分離課税制度の創設)

平成21年1月1日以後の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除きます)に係る配当所得については、総合課税のほかに、15%(住民税は5%)の税率による申告分離課税を選択することができるとされました。なお、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの配当所得については、7%(住民税は3%)の税率が適用されます。

3. 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税の見直し(上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の改正)

譲渡所得等の金額に対する7%(住民税は3%)の軽減税率が平成20年12月31日をもって廃止されましたが、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは、引き続き7%(住民税は3%)の税率を適用することとされました。

4. 損益通算の特例の創設等(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除)

平成21年分以後の各年分について、譲渡損失の金額と配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)の金額との損益通算および繰越控除(3年間)ができることとされました。

V. 減価償却の特例と税額控除の選択適用

青色申告者については、医療機器等について、通常の減価償却費の他に、取得価額に対して一定率の特別償却(税額控

除が選択できる場合は有利な方を選択可)、割増償却ができます。前年分に特別償却、割増償却の不足額がある場合は当年で控除できます。ただし、前年および当年において繰越しに関する記載、明細書の添付等が必要です。なお、これらの特例の適用にあたっては計算明細の記載と決算書3面償却欄に措置法条文の記載が必要となるものがあります。

VI. 事業所得(医業所得)の計算

1. 保険診療収入が5,000万円以下の場合

①所得計算の選択(青色申告、白色申告を問いません)

(ア) 実額計算による所得計算

(イ) 保険診療収入は「四段階の特例」計算(措置法26条)、自由診療収入は実額計算

(ア) (イ) いずれか有利な計算方法を選択できます。ただし、特例計算を選択する場合は申告書2表の特例適用欄に「措置法26条」と記載することが要件となっています。

②「四段階の特例」とは、保険診療収入に収入金額に応じた経費率を乗じた金額を必要経費とし、保険診療に係る所得を計算する方法ですが、具体的には、下表により計算します。

■「四段階の特例」の必要経費の計算法

収入金額	必要経費率
2,500万円以下の部分	72%
2,500万円超3,000万円以下の部分	70%
3,000万円超4,000万円以下の部分	62%
4,000万円超5,000万円以下の部分	57%

③特例計算を選択する場合の自由診療等に係る所得の計算は、「青色申告決算書(一般用)付表」《医師及び歯科医師用》、また白色申告の場合は、「収支内訳書(一般用)付表」《医師及び歯科医師用》を用いて計算します。

保険診療収入は点数からの逆算により計算しますので、実額で把握した保険診療収入とは異なる場合があります。必要経費については、記帳に基づき計算された総額を、まず保険診療収入と自由診療収入に固有の経費に区分します。次に共通経費については、原則として収入金額基準で配分します。自由診療収入に対応する固有経費と共通経費のうち自由診療収入に配分されたものの合計が自由診療収入の必要経費となります。

記帳がされていなくて必要経費が計算できないときは、「自費等収入所得率表」(表)によって所得計算する他ないでしょう。

2. 保険診療収入が5,000万円超の場合

保険診療収入が5,000万円超の場合は、「四段階の特例」は適用できません。記帳に基づき実際の収入、必要経費を計算します(実額計算)。

3. 「青色申告決算書」「収支内訳書」(白色申告書)の作成上の留意点

①保険診療収入
(ア) 国保、支払基金、介護保険等の通知書から点数逆算金額を算出して集計します。具体的には、別掲の収支内訳書記載の方法を参考にしてください(3面資料)。

(イ) 実額計算の場合は、窓口保険収入と国保、支払基金および介護保険の振込額を合計した金額となります。なお、未収金を含みます。

②自由診療収入
窓口自由診療収入(文書料等を含む)、介護保険の主治医意見書作成料、特定健診・特定保健指導料等を集計します。なお、未収金を含みます。

③期首棚卸、期中仕入、期末棚卸
期首棚卸には、平成20年の期末棚卸額を記入します。期末棚卸には、平成21年12月31日現在の在庫有高を記入します。期中仕入は、平成21年1月1日から12月

31日までに納入された薬品等の金額を記入します。毎月の締切日が末日以外の場合、平成22年1月締め分の請求書から平成21年12月中の仕入高を加算しなければなりません。

④接待交際費
税務調査の重点項目とされていますから、領収書等に接待、贈答の相手先、目的等をメモし、事業に直接関連する費用であることが説明できるようにしておくことが必要です。

⑤青色事業専従者給与
事前に「青色事業専従者給与に関する届出書」が提出されていること、給与の対価が届出の額であり職務対価として適正であること、従事可能期間のおおむね2分の1以上の従事期間があること、支払の記帳があること等が要件とされています。調査に際しては、従事の程度や適正額であるかどうか重点を置かれますので、従事内容、従事期間、金額の妥当性を説明できるようにしておくことが必要です。

⑥家事関連費の処理
医院と自宅が兼用されている場合は、電気代、水道代、ガス代、電話料、固定資産税、借入金利息等については、家事費になる部分は必要経費になりませんが、合理的に計算して必要経費から除外しておくことが必要です。医院と自宅が兼用されていない場合であっても、必要経費全般の記帳にあたり、事業との関連性を説明できるようにしておく必要があります。

VII. その他の所得について

1. 給与所得

校医手当、保健所や医師会の出務手当等は、「源泉徴収票」で把握し、申告書に添付します。

2. 譲渡所得

車両や医療機器を下取りに出した場合は、下取金額を収入金額としてその残存帳簿価額を控除し、そこから50万円の特別控除ができます(譲渡利益が限度)。5年以上保有した資産である場合は、さらに2分の1をした金額が課税対象となります。譲渡損失がある場合は、他の所得と損益通算できます。ゴルフ会員権の譲渡も同様です。

3. 一時所得

生命保険や保険年金の解約金・満期返戻金等は一時所得の収入金額となります。収入金額から収入を得るために支払った掛金を控除し、利益を限度に50万円の特別控除ができます。さらに2分の1をした金額が所得となります。

4. 雑所得

原稿料、講演料等の報酬は雑所得となります。収入からこれに対応する費用を控除して所得を計算します。収入が少額である場合は、慣例的に収入の30%を必要経費として申告している場合が多くあります。この「支払調書」がある場合は申告書に添付してください。

その他、公的年金、私的年金を受給している場合も雑所得となります。この「源泉徴収票」は申告書に添付します。

5. 新規開業医の注意点

新規開業の場合は、本年度は当初費用が多いこと、収入が伸びない場合があること等により事業所得が赤字である場合があります。このような場合は勤務期間中の給与所得・退職所得の申告を忘れずにすることが必要です。給与・退職金から源泉徴収された税金がある場合は、還付金の請求ができる場合があります。「給与所得の源泉徴収票」「退職所得の源泉徴収票」を申告書に添付してください。

(3面へ続く)

■ 特別経費となるもの

- ① 人件費
- ② 支払利息
- ③ 地代家賃
- ④ 建物減価償却費
- ⑤ 貸倒金

■ 自費等収入修正率(調整率)表

科目	大阪
内科	85%
呼吸器科	85%
外・整外科	80%
耳鼻科	85%
皮膚科	85%
産婦人科	75%
眼科	80%
歯科	75%

(参考大阪国税局)

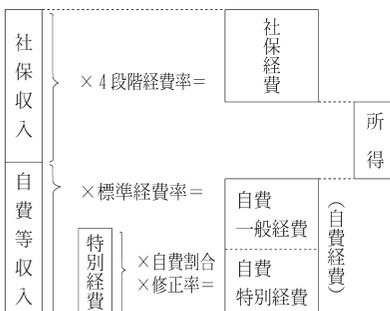


表 自費等収入所得率表()は経費率

単位は%

各科	一般	労災・公害
内科	66.7 (33.3)	54.0 (46.0)
呼吸器科	62.9 (37.1)	
外・整外科	70.8 (29.2)	56.0 (44.0)
耳鼻科	72.7 (27.3)	55.0 (45.0)
皮膚科	69.5 (30.5)	58.0 (42.0)
産婦人科	70.2 (29.8)	
眼科	・一般	74.4 (25.6)
	・コンタクト 原価含む	45.1 (54.9)
	・コンタクト 原価含まず	90.1 (9.9)
歯科	75.2 (24.8)	58.0 (42.0)